

2005年7月5日

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

平成17年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 改めて、座長より、本問題の重要性に鑑み、謝罪・名誉回復、啓発活動の必要性・重要性について意見表明されたい。
- 2 昨年度一年間の園内死亡者数、うち遺骨引取件数を明らかにした上で、追悼の意を表されたい。
- 3 「ハンセン病を理解する週間」については、5月11日から23日の期間に移行されたい。
- 4 厚生労働省主催のシンポジウムについて、平成17年度の開催要項を明らかにするとともに、平成18年度においては複数箇所・複数回の開催を実施されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」ならびに入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」において確認された国の法的責任にもとづき、医療・介護制度等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等を行ない、社会復帰の円滑化・容易化及び社会内生活の安定化を図ることに、最大限努力することを確認されたい。

2 医療体制の整備・充実

ハンセン病患者・元患者は、一般医療機関においても、また国立ハンセン病療養所においてもハンセン病に関する専門的かつ経験的知識や技術にもとづく、十分な検査・治療を受けることができない状況に置かれている。

医療体制の整備・充実は、生命及び健康に関する重大な問題であり、緊急に解決されるべき問題として、下記要求を行なう。

(1) ハンセン病療養所における退所者入院制度の導入

退所者は、退所者給与金の支給停止あるいは減額といった経済的不利益を受けるため、療養所に入院して検査・治療を受けることが困難である。退所者が、社会内に生活基盤を残したまま、一時的に療養所に入院（入所）し検査・治療を受ける道が保障されなければならない。

国立ハンセン病療養所において、健康保険制度の利用を前提とした退所者入院制度を導入すること。

上記制度導入の早期実現を図るため、作業部会を直ちに設置し、制度導入の条件の整った療養所から、逐次、制度を導入すること。

- (2) 国立ハンセン病療養所を含むハンセン病及び関連疾病の治療に重点をおいた医療機関の設置と医療体制の充実

ハンセン病に関する知識・経験を有する医療従事者を配置すべき医療機関として、国立ハンセン病療養所を含めた複数の医療機関を指定すること（以下、指定医療機関という）。

指定医療機関においてハンセン病の知識・経験にもとづいた適切な診断・治療を行なうことのできる医師を配置すると同時に、かかる医師を育成すること。

上記指定医療機関を基幹とする医療情報提供・治療指導のネットワークを構築すること。

- (3) 医療費取り扱いに関する継続協議

平成13年度「確認事項」三の3において継続協議事項とされた国立病院における医療費の取り扱いについて、国立病院が独立行政法人に移行した後も、引き続き協議を継続すること。

- (4) 「医療協議」の設置

上記(2)及び(3)に掲げる課題の実現にむけた、「医療協議」の場を設置すること。

3 総合的な社会内生活支援体制の確立

- (1) 地方自治体との連携の強化

平成13年度確認事項三の4で確認された、地方自治体との連携体制を強化・改善し、住宅・医療・介護・相談窓口等の社会生活支援体制をより一層拡充すること。

- (2) 手帳制度（仮称）の導入

国及び地方自治体による社会生活支援制度を、円滑かつ有効に利用するための、手帳（利用証）制度を創設すること。

- (3) 家族を含めた偏見差別の実態の把握とその解消に向けた支援策の充実

ハンセン病患者・元患者本人のみならず、その家族の被害実態を調査・把握するとともに、家族も含めた偏見差別の解消策及び社会内生活支援策を実現すること。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」にうたわれている法的責任を踏まえ、入所者の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため

入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 委託治療の充実

外部医療機関に治療を委託する委託治療が、療養所内における医療体制の不備を補う制度であって、あくまで療養所内における医療体制整備が原則であることを確認した上、各療養所における委託治療の充実を求める。

ア 各療養所の委託治療先病院名、各療養所毎の年間委託治療数、治療内訳等を明らかにされたい。

イ 委託治療における付添看護の人員を確保されたい。くわえて委託治療における差額ベッド代金及び付添看護費を全額負担されたい。

ウ 各療養所、委託治療先病院、統一交渉団との間における意見交換会（委託先医療機関協議会）を定期的に開催されたい。

第4 真相究明等

1 検証会議の最終報告書・提言の尊重

ハンセン病問題に関する検証会議を設置した歴史的意義と使命を尊重し、平成17年3月に検証会議から厚生労働省に提出された最終報告書において明らかにされた事実検証の結果を真摯に受け止め、ハンセン病問題と同じ過ちを二度と繰り返すことがないように、同報告書に示された再発防止のための提言を施策に生かすべく、最大限の努力をすることを約束されたい。

とりわけ、再発防止のための提言を具体化するために検証会議がその設置を要請している「ロードマップ委員会」については、その性質・役割に関する検証会議の提言の趣旨を最大限尊重し、国の責任において平成17年度中に同委員会を立ち上げるとともに、平成18年度における予算確保にも努められたい。

また、検証会議の胎児等調査特別報告で明らかにされた検証結果については、これを重く受け止め、非人間的扱いを受けた関係者への謝罪と死者の名誉回復のために、検証会議の提言を尊重して、誠意ある処置をとることを求める。

さらに、検証会議最終報告書の内容を広く社会に伝えるために、出版をはじめとする様々な効果的措置を講じられたい。

2 ハンセン病資料館の充実と資料保存について

ハンセン病資料館懇談会の中間報告を踏まえ、国の責任において、ハンセン病資料館の人的物的な充実を図るとともに、その他の各ハンセン病療養所についても、その実情に応じ、資料保存のための措置を講じられたい。

3 歴史的建物等の保存・復元について

ハンセン病政策の歴史・実態を伝える各施設内の建物等については、速やかに現状調査の結果を整理し、統一交渉団との協議を踏まえて、国の責任において保存・復元のために必要な措置を講じられたい。

とりわけ、苛酷な歴史を持つ草津楽泉園の重監房跡地には重監房建物を

従前使用されていた当時のままの形で復元するよう求める。

また、損傷が著しく損壊等の危険性の高い歴史的建造物等については、緊急の措置を講じられたい。

第5 療養所の将来構想

1 和光園の作業部会について

前回協議会で合意された奄美和光園の将来構想に関する作業部会を今後とも充実させていくことを約束されたい。

2 今後の進め方について

将来構想の策定にあたり、本協議会において統一交渉団が合意しない限り、統廃合はしないこと、将来構想の先取り実施はしないことを確認されたい。